

## ハクビシンなどの小動物による被害にお困りの方へ

野生動物による被害は、山間部の田畑だけでなく市街地にも確認されており、本市においても出没、被害の件数が増えています。

被害が発生すると、対策として「捕獲」と考えてしまいがちですが、先に被害の原因を取り除き、侵入防止の対策も併せて必要となります。

### 被害内容

- (ハクビシン被害の例)
- 住宅敷地内・屋根裏へ侵入、鳴き声・足音(騒音)、フン尿
  - 田畑へ侵入、踏み荒らし、農作物の食害 など

### 対策

#### ①寄せ付けない環境(環境改善)

- ◆隠れ家となるヤブの刈払い  
→見通しがよくなると警戒します。
- ◆エサとなる野菜くず(無意識の餌付け)の処分  
→人間にとって不要なものがエサとなります。

#### ②侵入防止

- ◆防護柵(電気柵など)の設置  
→防護柵を設置する際の補助金制度があります。
- ◆家屋からの追い出し、侵入箇所の点検、修理  
→家屋の被害は専門業者に相談してみましょう。

#### ③捕獲

- ◆敷地内で小型箱罠による捕獲  
→捕獲には事前に市役所で許可手続きが必要です。  
※一定の囲いに囲まれた住宅敷地内の場合は、狩猟期間内に限り許可を受けずに狩猟鳥獣を捕獲することができます。

<ハクビシン>



### <野生鳥獣の捕獲について>

野生動物(ネズミ類など一部のほ乳類を除く)は、鳥獣保護管理法により保護されており、捕獲することは原則禁止されていますが、次の場合は捕獲することができます。

- ・狩猟制度に基づき狩猟鳥獣を捕獲する場合
- ・鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止(有害鳥獣捕獲)や学術研究の目的などの場合で、法による許可を受けた場合 **対策③捕獲**

#### 【問い合わせ先】

お住まいの地区の担当窓口までお問い合わせください。

黒磯地区：本庁舎	農林整備課林務係	☎0287-62-7148
西那須野地区：西那須野支所	産業観光建設課農林係	☎0287-37-5108
塩原地区：塩原支所	産業観光建設課農林係	☎0287-32-2913

# 小型箱罾による捕獲の注意点

## ○小型箱罾の取扱い

- ・市から捕獲許可を受けて捕獲する場合、無料で小型箱罾(箱罾)1基を貸出します(箱罾の見回り、エサの準備は捕獲をする方の負担となります。箱罾の数に限りがあり、貸し出せない場合があります。)
- ・自分で所有している小型箱罾を使用して捕獲する場合も事前に捕獲許可が必要になります。

## ○設置場所

- ・捕獲許可を受けている場所に箱罾を設置してください。
- ・被害の場所、動物の出没状況等により箱罾の設置場所は変わります。被害が発生している場所、動物の隠れ家となる場所を確認し、捕獲許可を受けた動物が移動するルートに設置してみましよう。
- ・被害が続くが捕獲にならない場合は設置場所を変更してみましよう。

## ○エサ

- ・箱罾に対する警戒心を上回り、周辺場所にある食べ物(例:畑で栽培している野菜)よりも魅力的なエサが有効です。  
【例】リンゴ、バナナ、トマト等(果物・野菜)、魚肉ソーセージ、スナック(コーン)菓子、から揚げ、揚げパン等の甘くて油の匂いの強いもの
- ・設置場所周辺の作物と同じものを入れても効果は薄いです。  
(例:トウモロコシ畑の脇でエサとしてトウモロコシを使用)

## ○設置後の対応

- ・原則として1日1回の見回りを行ってください。
- ・捕獲になった場合の処分方法は、①ご自身で止め刺しを行い埋却又は可燃ごみとして処分する、②市役所に引き取り処分を依頼することができます。
- ・許可期間が終了した場合又は捕獲の必要がなくなった場合は、許可証の返納、捕獲の報告、箱罾の返却をしてください。

## ○その他

- ・小動物箱罾の貸出し期間は最大60日間です。被害が続く、対策として捕獲が必要な場合は、再度捕獲許可申請をすることができます。また、貸出し用の箱罾に空きがある場合は、許可証の交付と併せて再度貸し出すことができます。
- ・一定の囲いに囲まれた住宅敷地内の場合は、狩猟期間内に限り許可を受けずに狩猟鳥獣を捕獲することができます。